

教育委員会会議録

(定例会)

令和元年5月30日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---|---|--|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和元年5月30日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | |
| 4 | 出 | 席 | 委員 | 教育長
委員
委員
委員
委員 |
| | | | | 細田眞由美
石田有世
野上武利
武田ちあき
柳田美幸 |
| 5 | 欠 | 席 | 委員 | 教育長職務代理者 |
| 6 | 議 | 場 | に出席した者 | |
| | | | 副教育長
管理部長
学校教育部長
生涯学習部長
管理部参事兼教育財務課長
管理部参事兼学校施設課長
学校教育部参事兼教職員人事課長
学校教育部参事兼指導2課長
学校教育部参事兼高校教育課長
学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長
教育総務課長
学事課長 | 久保田章
高崎修
平沼智
竹居秀子
栗原章浩
土井照男
澤田純一
吉田賀一
吉岡靖久
佐藤浩市
高木泰博
小椋和彦 |
| 7 | 会 | 議 | 録署名委員 | 柳田美幸 |

8 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 5名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。本日の会議録の署名委員は、柳田委
員にお願いいたします。
なお、本日の議案のうち、報告第3号から6号は、緊急に処理する
必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、
さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定に
より臨時代理いたしましたので御報告するものでございます。
また、報告第6号、議案第62号、63号は人事に係る案件である
ことから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆
さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し
上げた報告及び議案は非公開といたします。会議の順番ですが、報告
第3号から5号、議案第63号、そして議案第62号、最後に報告第
6号の順に審議を行うことといたします。
- 報告第3号 さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例につ
いて
- 細田教育長 それでは、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。
- 学事課長 議案書の3ページから5ページ、報告第3号の「さいたま市入学
準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」を
御説明させていただきます。
提案理由といたしましては、現行の入学準備金・奨学金貸付制度
において、新たに返還免除制度を導入することに伴い、所要の改正
を行うとともに、貸付の資格要件についても一部改正を行い、利用

しやすい貸付制度とするものでございます。

改正の内容につきましては、まず現在の第9条、返還免除の規定に、新たな返還免除対象者として、真摯に学業に励み、大学等を卒業し、本市の発展に寄与する者を追加するものでございます。

併せて第3条第4号と第10条第4号の貸付資格要件の改正も行います。現在の規定では、高校入学時に入学準備金を借りた者は、大学に入学した際も入学準備金しか借りられず、奨学金を借りることができません。

また、高校の時に奨学金を借りた者は、大学に入学した際も奨学金しか借りることができず、入学準備金を借りることができません。

今回、返還免除制度導入にあわせて、高校と大学という学校区分が異なる場合には、必要とする時期や貸付額が異なることから、高校の時に奨学金を借りた者が、大学に進学した際に入学準備金又は奨学金のいずれかを、同様に高校の時に入学準備金を借りた者も、入学準備金又は奨学金のいずれかが利用できるように選択の幅を広げ、利用しやすい制度とするため、改正を行うものです。

施行期日は令和元年9月1日とし、令和2年度入学生を対象とした貸付けから対象とさせていただきます。

条例の改正内容としては以上でございますが、この新たな返還免除制度について、具体的にもう少し御説明させていただきたいと思っております。

免除対象者の要件ですが、本市に居住し、本市の奨学金等の返還に滞納がない者で、本市の市民税が課税され、これを完納した者について、本市の発展に寄与する者として免除の対象としたいと考えております。

また、在学中の成績についても免除対象とすることで、学生の学業に取り組む姿勢や意欲の向上を図りたいと考えております。成績の基準につきましては、近年、大学等の約8割が採用しているGPA制度を基に判断し、GPA3.0以上の者を大学等において優秀な成績を修めた者と考えております。このGPA3.0以上は、学校によっても基準は多少異なるところもありますが、小・中学校の5段階評定におけるオール4という評価の認識で、概ね間違いないと考えております。大学等の内で約10～20%の学生であると言われております。

免除額についてでございますが、本市の貸付制度は返還金を原資として、次の世代に新たな貸付けを行っているため、返還金が減少すると次に貸すことができる人数も減少してしまいます。この制度を長く維持するためにも免除額は、貸付総額の4分の1にしたいと考えております。

これらの具体的な免除要件につきましては、この条例案が議決され

た後、規則改正を本委員会で改めてお願いいたしますので、その節は
よろしくお願いいたします。

本市の奨学金制度は、経済的に困窮した方に広く貸付けを行うため
無利子・成績要件なしで貸付けを行っております。是非多くの方にご
活用いただき、在学中は勉強に励んでいただきたいと考えておりま
す。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

細田教育長 委員の皆様、ただいまの報告について、御質問等はございませんで
しょうか。

野上委員 第9条第2号にある本「市の発展に寄与する者」とは、大学等の卒
業後は、活躍する場も様々であるが、さいたま市内に在住する者に限
られるのか。

学事課長 勤務地は問わないものでありますが、本市に住民票があり、在住し、
納税をしている者に限ります。

石田委員 当制度を利用するとされる人数はどの程度か。

学事課長 毎年70～80名申入れがあり、対象になるのは15パーセント程
度であるため10数名となります。

細田教育長 委員の皆様、他に御質問等はございますか。

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第4号 令和元年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長 続きまして、報告第4号につきまして、事務局から説明をお願いし
ます。

教育財務課長 それでは、報告第4号「令和元年度さいたま市一般会計補正予算(教
育費)」につきまして、御説明させていただきます。資料は6ページ
からとなります。

この報告の内容は、令和元年さいたま市議会6月定例会に提出する
「さいたま市一般会計補正予算」の教育費部分についてでございます
が、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとま
がなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

まず、はじめに12ページをお願いします。

提案理由でございますが、今回の補正予算のうち、歳入予算は、スクールロイヤーの活用に関する国庫支出金について、歳出予算は、スクールロイヤーによる法律相談等の実施、市立高校体育館における空調設備及び小・中学校のトイレ改修、これら工事实施に向けた設計業務等に係る経費について、市長に申出するものでございます。

資料戻りまして9ページをお願いします。

別表「歳入歳出予算補正」でございますが、まず上の表「歳入」につきましては、国庫支出金のうち国からの委託金を270万円増額補正するもの、下の表「歳出」につきましては、教育費全体で4,769万8千円を増額補正するものでございます。

続きまして、補正予算の概要についてご説明したいと思います。

まず、歳入につきまして、11ページの上の表をご覧ください。

国庫支出金の教育費委託金「初等中等教育等振興委託金」ですが、所管は指導2課となります。

文部科学省による「スクールロイヤー活用に関する調査研究事業」受託に伴う国庫委託金で、今回の補正額270万円はあとで説明いたします歳出補正額と同額となっております。

次に下の表の歳出でございますが、15ページからの資料の方が分かりやすいと思いますのでそちらで説明させていただきます。

15ページの上段、指導2課所管の「いじめ防止等対策推進事業」でございますが、文部科学省の「スクールロイヤー（弁護士）活用に関する調査研究事業」受託に伴い、スクールロイヤーによる法律相談や教職員・児童生徒に対する研修会の実施、指導事例集の作成などを行うものでございます。

歳出補正額は270万円、財源は全額国からの委託金となります

次に同ページ下段、高校教育課所管の「特色ある学校づくり事業」でございますが、市立高等学校4校体育館への空調機設置に向け、実施設計及びアスベスト分析調査を実施するものです。

今回の設計等にかかる歳出補正額は1,024万5千円で、財源は全額一般財源となりますが、今後予算化してまいります工事費の財源につきましては、市債、いわゆる市の借金の活用を考えておりますが、返還の際の償還金が地方交付税措置されるなど、市にとりましてできるだけ有利な市債を活用できるよう、財政当局と協議を進めているところでございます。

次ページ16ページの上段、学校施設課所管の「小学校営繕事業」でございますが、小学校のトイレ改修工事に向けた実施設計及びアスベスト分析調査を実施するものです。

今回設計等を行うのは、参考欄に記載のある中島小学校など4校で

ございます。

今回の設計等にかかる歳出補正額は2,462万1千円で、財源は全額一般財源となります。今後必要となる改修工事の予算につきましては、国庫補助金を最大限活用できるよう国の動向を見極めながら適切な時期に予算計上したいと考えております。

同じくページ下段、学校施設課所管の「中学校営繕事業」でございますが、こちらは中学校のトイレ改修工事に向け実施設計等を実施するものです。

設計等を行うのは参考欄に記載のある大宮北中学校、第二東中学校の2校でございます。

歳出補正額は1,013万2千円で、財源は全額一般財源となります。今後必要となる改修工事の予算につきましては、小学校と同様に国庫補助金を最大限活用できるよう適切に対応してまいります。

私からの説明は以上でございます。

野上委員

アスベストが使用されている学校は特定されているのか。

学校施設課長

今回の工事は、校舎に穴をあけ、足場を設置する必要があるために、事前に調査をするものです。

細田教育長

日常的には問題のないものではありませんが、施設自体が老朽化しており、建設時期によってはアスベストがでてくる可能性があるものもある。また、工事によっては、そのようなアスベストが飛散する可能性もあるために、調査が必要となります。

野上委員

何年以降に施行し、開校した学校には問題がないのか。

学校施設課長

手元に資料がないため正確な数字は申し上げられないのですが、昭和40年代、50年代に建築された古い校舎にはアスベストが使用されている可能性が高くなっております。

細田教育長

委員の皆様、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

柳田委員

学校訪問で現場の意見からは、トイレの老朽化に伴う使い勝手や臭いが気になるという声があるため、今後はそのような点にも目を向けていただきたい。

学校施設課長

トイレの改修について重要事項として認識をしております。昨年度は7校、今年度は13校の改修をしております。今後も早急に対応を

していきたいと考えております。

細田教育長 委員の皆様、他に御質問等はございますか。

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。

報告第5号 議決事項の一部の変更について（さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約）について

細田教育長 続きまして、報告第5号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学校施設課長 それでは、議案書の17ページ、報告第5号「議決事項の一部変更について（さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約）」についてご説明いたします。

この報告の内容は、令和元年さいたま市議会6月定例会に提出する議案「議決事項の一部変更について」でございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

18ページが臨時代理書でございます。

恐れ入りますが、19ページをご覧ください。本件は、平成31年2月議会において議決を得ました、「さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約」について、工期内の賃金に急激な変動が生じたことから、契約金額を変更するものでございます。

20ページの関係資料をご覧ください。契約の相手方は、田中・八生特定共同企業体で、当初の契約金額は3億5,769万6,000円でございますが、563万7,600円増額し、3億6,333万3,600円とするものです。

変更の理由ですが、平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価が、平成30年3月から適用している労務単価と比較して、全国全職種平均で約3.3%上昇したことから、特例措置に基づき請負代金の変更をするものでございます。

この特例措置につきましては、平成31年2月27日付けで建設局から関係各課に通知された文書に基づくもので、近年、労務単価の上昇が続いていることから、毎年度、同時期に行われているところでございます。

なお、工事内容や工期等につきましては、当初の契約から変更等はございません。

報告第5号の説明は以上でございます。

細田教育長 委員の皆様、御質問等はございますか。

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。

傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第63号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第62号 さいたま市館岩少年自然の家運営委員会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

報告第6号 さいたま市教職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

細田教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午後2時51分